

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和4年11月28日（月）
開会 午前10時1分
閉会 午前11時7分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、宮川隆、梶谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
- 7 説明員 行政課長 佐野剛
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 9 委員長あいさつ
- 10 議長あいさつ
- 11 協議事項
（1）12月定例会について
- ①議案の上程について
行政課長：資料に基づき説明
先議として一般会計補正予算1件、諮問1件、条例の制定2件、条例の一部改正13件、先議を除く補正予算6件、その他3件の計26件の付議事件と確認した。
- 【質疑】
宮川委員：先議の一般会計補正予算だが委員会付託はするか。付託の必要はないと考えるがどうか。
梶谷委員：財務常任委員会に付託しないということか。
宮川委員：そのとおりである。本会議議案質疑で十分かなと考える。執行機関の体制は大丈夫か。
行政課長：問題ない。補正予算に係る省エネ家電の購入補助は国からの交付金100%ではない市の独自事業である。
宮川委員：細かな質疑があるのであれば通常通りの委員会付託で構わない。
片岡委員長：これまでに市が行っていない事業ではある。
水野議員：課長級やグループ長に尋ねるべき内容の質疑があるのであれば委員会開催になるであろう。
片岡委員長：初めての事業でもあるので、委員会付託するものとする。
- ②委員会提出議案の上程について
議会事務局統括主査：資料に基づき説明

初日の執行機関からの議案の提案説明の後の日程である事を確認した。

【質疑】

榊谷委員：議会の個人情報保護に関する条例が制定された後もこれまでの運用と変わらないとのことであるが、それを担保するため議会で申合せをしてほしい。

宮川委員：これまでと後退させないための歯止めを効かせるという意味で、申合せにするか慣例集に規定して明文化するかということのようだ。法律にしても条例にしても規程はこれまでの文言に比べ大まかなものであるか。

行政課長：そうではない。市も議会も後退するものではない。

大野議員：新規制定の条例に対して申合せなどこれまでにないと考えるかどうか。

議会事務局統括主査：個人情報の保護という観点から条例第1条に「個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定している。議決されたならば条例を遵守して事務の適正かつ円滑な運営を図ることとなる。仮に違反が起きた場合には罰則が規定されていることから個人情報の保護は担保されているものとする。

片岡委員長：後退はしていないと受け止めるがどうか。具体的にここが後退しているところを示してほしい。

榊谷委員：個人情報企業が企業側に渡るという懸念。

水野議員：個人情報の侵害を受けた市民が裁判所に訴え出た時点で問題となるのであって議会の議員に申合せは無関係と思われ、議会の申合せがどのような意味を持つかは疑問である。

榊谷委員：従来通りとするという一文を入れたい。議会提案の議案に反対できないという立場でのお願いである。

宮川委員：議会運営委員会は全会一致ではないので、意見が分かれることもある。委員会で話し合っても全会一致を見いだせない案件もあるので、委員会が議案として議会に提出すると結論したならば、本会議で取り扱うことになる。本会議で反対意見もあるだろう。

須藤副委員長：議会提出であっても討論もあるのか。

宮川委員：可能であろう。

議会事務局統括主査：先程の榊谷委員の発言において、企業への情報の提供を危惧されてみえたと思われるが、本条例の第12条において「利用及び提供の制限」を規定しており、第1項で「利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」としており、これに外れた行為が発生すれば場合によっては、第53条以降の罰則規定にも該

当してくる。こういった厳しい規定もあるため、個人情報の利用や提供という行為に対し担保されていると考える。

榊谷委員：これまで申合せをするというような発言はしなかったのだが、他の委員は申合せが必要でないと考えるか。

宮川委員：条文に違反行為が見受けられた際の対応について、罰則という形で担保されているので、必要ないと考える。危惧される点は法という大きな枠での規程で運用されることであって、運用する側が法の趣旨を理解して運用すれば問題ないことと捉える。しかし、枠の範囲外で運用したならばという危惧と理解するが、法や条例がそれぞれで担保しているのならば、敢えて覚書のようなものは必要ないかと考える。運用の隙間部分の危惧かなと考える。そもそも本条例の個人情報の保護という事務の観点から議員は除外されていて、実際に事務を取り扱う事務局が該当してくる。議会事務局職員という立場は市の職員という立場でもある。市の職員として法の下に置かれる立場でもあるし、議会の事務局でもあるので、本条例の下での立場でもある。

議会事務局統括主査：おっしゃる通りで議会事務局職員は法の下にも条例の下にも置かれる立ち位置となる。

片岡委員長：委員会の議案として議会へ提出させていただく。初日に提出するが、その日のうちに議決という解釈で良いか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。市長提出議案は初日の議案上程から委員会付託を経て最終日の議決となる。本条例は議会の例規を所管する議会運営委員会からの提出であり、委員会付託するにしても議会運営委員会へ付託するののかということになるので、即日の議決となる。そのためにも今日まで議論いただいてきたところである。調べたところによると最終日の上程であっても初日の上程であっても構わない。会期日数にもよるが初日の執行機関との同日の上程がより相応しいと確認ができたので、初日上程を予定させていただいた。

片岡委員長：この委員会提出議案に対する質疑や討論も有るかもしれないが、まずは初日の議案提出に向けて準備していく。

③会期の確認について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。

【質疑】

質疑なし。

・全員協議会及び議会基本条例推進協議会の開催日を12月19日と決した。

④議案精読時間について

議案第 6 9 号に対する精読時間、諮問第 1 号に対する精読時間をそれぞれ 1 0 分間と決した。

⑤一般質問発言順序について

議員 1 2 名から一般質問の要旨が通告されたことを確認し、各日 4 名ずつ一般質問を行うものと決した。

なお、一般質問の順序は、くじにより次のとおりと決した。

1 2 月 1 2 日（月）

井上真砂美議員、黒川武議員、大野慎治議員、梅村均議員

1 2 月 1 3 日（火）

梶谷規子議員、木村冬樹議員、鬼頭博和議員、堀 巖議員

1 2 月 1 4 日（水）

谷平敬子議員、水野忠三議員、関戸郁文議員、片岡健一郎議員

また、各議員のヒアリング日程は資料のとおりと確認した。

⑥請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本日までに 1 2 月定例会で取り扱うべき請願の提出はなく、陳情 2 件の提出を確認した。いずれの陳情も意見陳述の希望はないことを確認した。

【質疑】

質疑なし。

⑦議場避難訓練について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

質疑なし。

⑧その他

（議場等における新型コロナウイルス感染症対策について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

資料①のとおり、引き続き、傍聴自粛をお願いすることに決した。その他の項目は資料のと通りの対応に決した。

（5 0 周年ジップアップジャケットについて）

谷平委員：ジャケットの着用はどうか。

須藤副委員長：1 1 月末で期間は終わった。

（2）令和 5 年 3 月（第 1 回）岩倉市議会定例会会期（案）について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

2 月の全員協議会は 1 7 日午前 9 時開催予定として進めることに決した。

3 月は 2 2 日開催予定として進めることに決した。

【質疑】

質疑なし。

(3) その他

特になし。

1 2 その他

特になし。